

市発注工事における主任技術者の専任要件の緩和について

主任技術者に求めている専任要件（請負代金額3,500万円（建築一式工事7,000万円）以上について、国の通達及び宮城県に準じ、工事の対象となる工作物に、一体性若しくは連続性の認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事において兼務できるよう緩和するものです。

※施工にあたり相互に調整を要する工事については、資材の調達を一括で行う場合や、工事の相当な部分を同一の下請業者で施工する場合も含まれます。

1 兼務対象とする工事

- (1) 国、宮城県、栗原市が発注する栗原市内の工事とします。
- (2) 次に掲げる地区ブロックにおいては、同一のブロック内であること。

※地区ブロック外においては、自動車で行ける経路で工事区間相互を連絡する10km程度とします。ただし、本運用の適用日より前に契約締結した工事同士の兼務は不可とします。

ブロック	地 区
1	築館、志波姫、高清水、瀬峰
2	若柳、金成
3	栗駒、鶯沢、一迫、花山

2 兼務可能件数

発注機関相互で2件までとする。

3 届出書類

主任技術者を兼務させようとするときは、工事発注課へ「専任を要する主任技術者の兼務届出書」（様式第1号）を提出してください。

4 実施日

平成31年4月1日以降に入札公告又は指名通知する工事案件から適用します。

5 その他

- (1) 下請負人の取扱い

本運用は、直接元請負人に限らず下請負人にも適用できるものとします。

- (2) 監理技術者との関係

本運用は、専任の主任技術者に対する取扱いであり、専任の監理技術者については兼務の対象外となります。

- (3) 営業所における専任の技術者との関係

本運用は、工事間の専任の主任技術者に対する取扱いであり、営業所における専任技術者については従前のおりとなります。